

6 広告景観モデル地区の 指定(告示)

山形県告示第123号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物美観維持基準は平成12年3月1日から適用する。

平成12年2月15日

山形県知事 高橋 和 雄

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名 称 まほろば通り広告景観モデル地区
- (2) 区 域 東置賜郡高畠町大字高畠字川辺、字北裏、字横町、字町裏、字荒町、字大町、字裏畑、字大在家及び字日照の各一部の区域（関係書類は、土木部都市計画課及び米沢建設事務所並びに高畠町役場において縦覧に供する。）

2 広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する基本構想

当該モデル地区は、高畠町の中心商店街である「まほろば商店街」を縦貫する幹線道路である都市計画道路中央通り線の拡幅に伴い、沿道建物の建て替えが順次進められ、まほろばの里にふさわしい魅力ある町並み形成を街路事業と一体的に進め、中心商店街の活性化対策として、また、地域の良好な居住環境の充実を図るため、まほろばの里高畠・まちづくり景観条例に基づく景観形成地域に定められるよう進めている地区である。

高畠のもつ自然や歴史、伝統そして地域との調和を図り、また、歩きやサイクリング等といった回遊性のあるまちに合った、歩行者、自転車利用者を対象とした新しい景観の魅力づけの一要素になるような広告物の掲出を目指すものである。

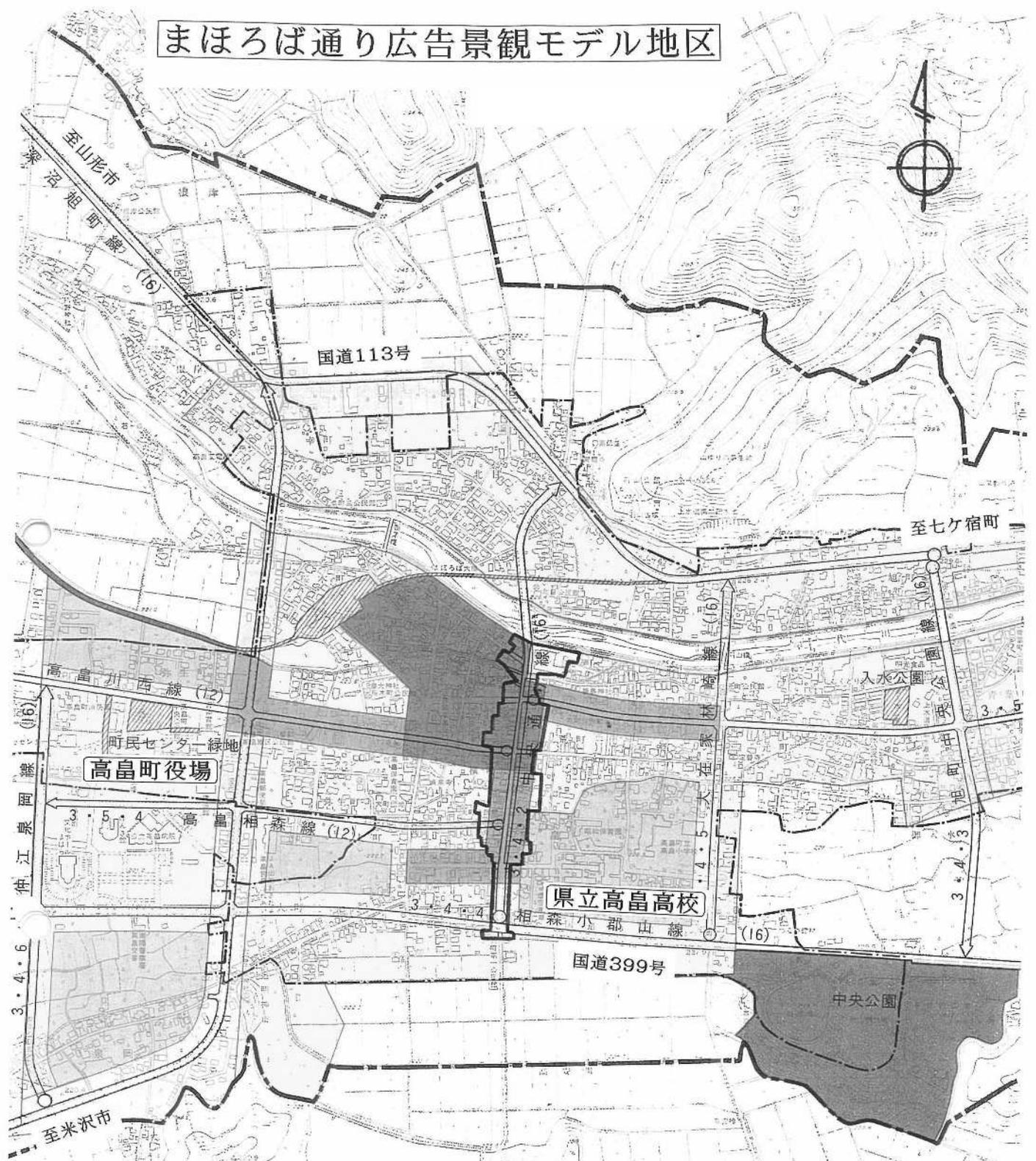
また、建物の軒や壁面の位置等に配慮した連続性のある町並み、周辺環境との調和に配慮した色彩、地域性に配慮した素材の利用等といったまちづくりの方向性に沿い、広告物の大きさ、高さ、色彩等について、規制、指導及び誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

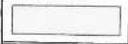
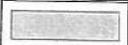
3 山形県屋外広告物条例第17条の2第3項第3号に規定する広告物美観維持基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び同項第4号に規定する広告物景観形成基準（以下「広告物景観形成基準」という。）

種 類	基 準	
	広告物美観維持基準	広告物景観形成基準
建 植 広 告	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。(数枚で1個の広告となっているものについては、その合計面積とする。) (2) 地面から上端までの高さが8メートル以下であること。 (3) 敷地のうち高畠都市計画道路3・4・2号中央通り線との境界線から50センチメートル以内の部分に係る空地（以下「セットバック部分」という。）に突出しないこと。	(1) 支柱及び表示面の基調色（最大面積色をいう。以下同じ。）は低彩度（彩度6以下をいう。以下同じ。）の色彩とすること。 (2) 地面から上端までの高さが建物の上端を超えないこと。

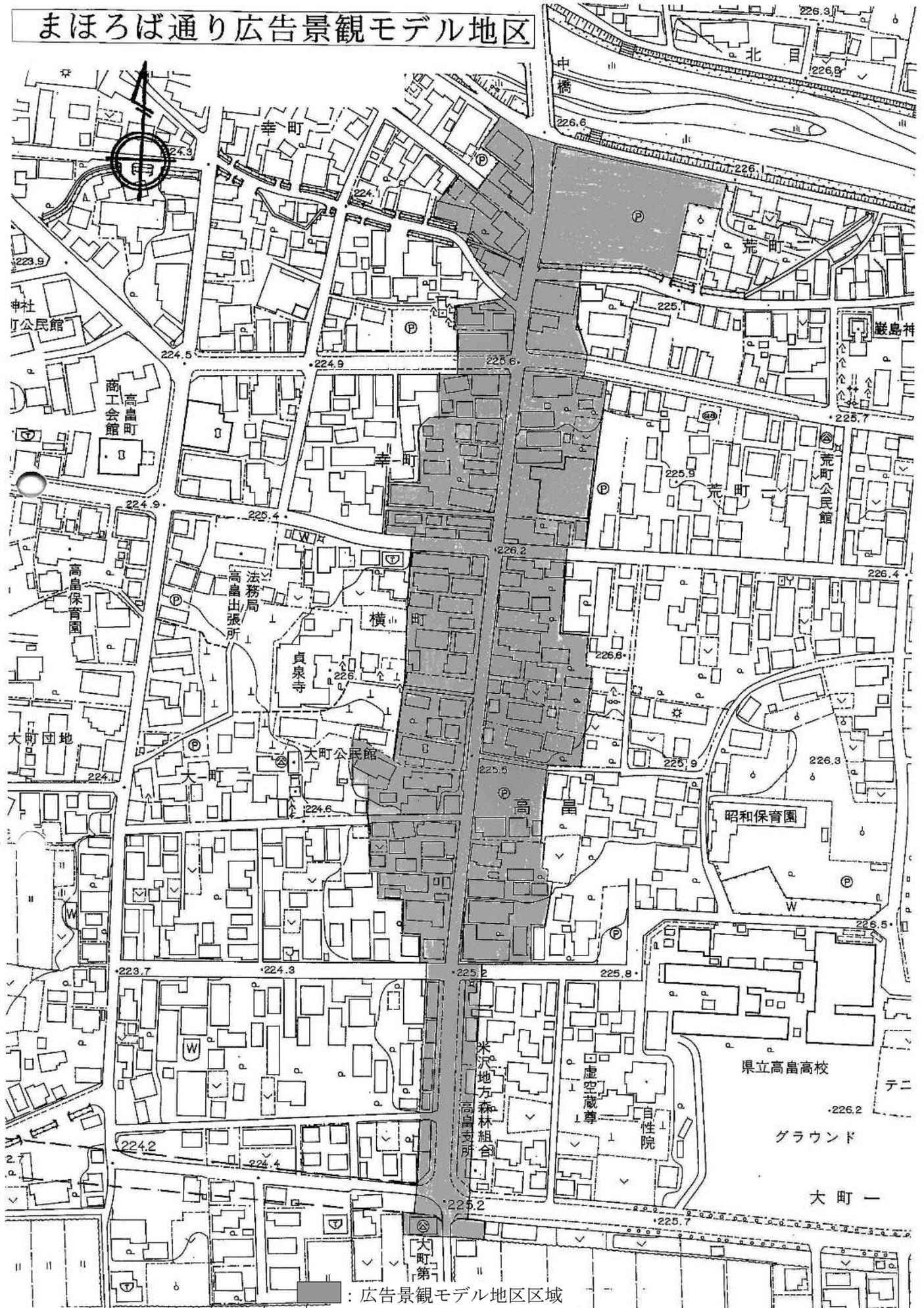
種 類	基 準		
	広告物美観維持基準	広告物景観形成基準	
壁 面 利 用 告 告	1 広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。ただし、2に掲げるものを除く。)	(1) 表示面積の合計が1壁面につき10平方メートル以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該壁面積の3分の1以下であること。	(1) 道路側壁面の開口部をふさがないようにすること。 (2) 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
	2 広告板 (壁面から突出するもの。これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 表示面積が一面10平方メートル以下であること。 (2) セットバック部分に突出しないこと。 (3) 壁面からの出幅が2メートル以下で、道路上に1メートル以上突出しないこと。 (4) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 (5) 建物の上端を超えないこと。	(1) まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。 (2) 表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。 (3) できるだけ1階の軒下に掲出すること。
屋上 利用 告 告	広告板 (これに類する特殊装置広告を含む。)	(1) 同一方向に面するものの表示面積の合計が10平方メートル以下であること。 (2) 2階以上の建物については、1階の屋上に掲出すること。 (3) 建物の上端を超えないこと。 (4) 建物の端から突出しないこと。	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
共 通 の も の	1 はり紙 はり札	(1) 表示面積が1平方メートル以下であること。 (2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。 (3) はり紙については、全面のりづけしないこと。	掲出期間を遵守するとともに、破損、退色したものは速やかに除却すること。
	2 立看板	(1) 表示面積が一面4平方メートル以下であること。 (2) 高さは3.6メートル以下であること。 (3) セットバック部分に掲出しないこと。 (4) 信号機から30メートル以上、道路標識及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。 (5) 倒れないように措置されるものであること。	まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。
	3 広告幕 のぼり	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあっては、次の各号に該当するものであること。 イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。 ロ 信号機から30メートル以上、道路標識及び主要な交差点から10メートル以上離れていること。	(1) 閉店時には収納すること。 (2) のぼりにあっては、同一内容のものを連続して掲出しないこと。 (3) 道路を横断する広告幕にあっては、イベント等の際以外は掲出しないこと。
共 通 事 項	ネオン管の露出したネオンサイン、光源の点滅する電飾装置を使用しないこと。	(1) 周辺の歴史・自然景観、住宅環境に配慮し、光量や光の色、光源の向きを工夫すること。 (2) 企業提供の広告は、掲出をなるべく控え、掲出する場合は、周辺環境に調和するよう色彩や規模等を工夫すること。	

まほろば通り広告景観モデル地区



凡 例	
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域

まほろば通り広告景観モデル地区



山形県告示615号

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第17条の2第1項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物景観風致維持基準及び広告物景観形成基準は、平成20年7月1日から適用する。

平成20年6月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 美咲町・シンボルロード広告景観モデル地区
- (2) 区域 鶴岡市美咲町の一部の区域

2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

鶴岡市は、広く平野部から鳥海山や月山を見通せる景観特性を有している。

当該モデル地区は、山形自動車道鶴岡インターチェンジと鶴岡市街地を結ぶ鶴岡西部土地区画整理事業区域のシンボルロードの沿道に位置している。

この地区は、鶴岡市街地の陸の玄関口であることから、周辺環境と調和のとれた秩序あるまちなみ景観を創出するため、地区計画を運用し、合わせて屋外広告物の乱立防止の取り決め等からなるまちづくり協定をその区域内権利者により締結、運用し、良好なまちなみ景観の創出を推進している区域である。

本地区において今後もその景観特性が保全されるように、モデル地区に指定し、周辺環境と調和のとれた魅力あるまちなみ景観を創出できる広告物の掲出を目指すものである。

そのため、ゆとりとやすらぎのある市街地創出を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制や誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

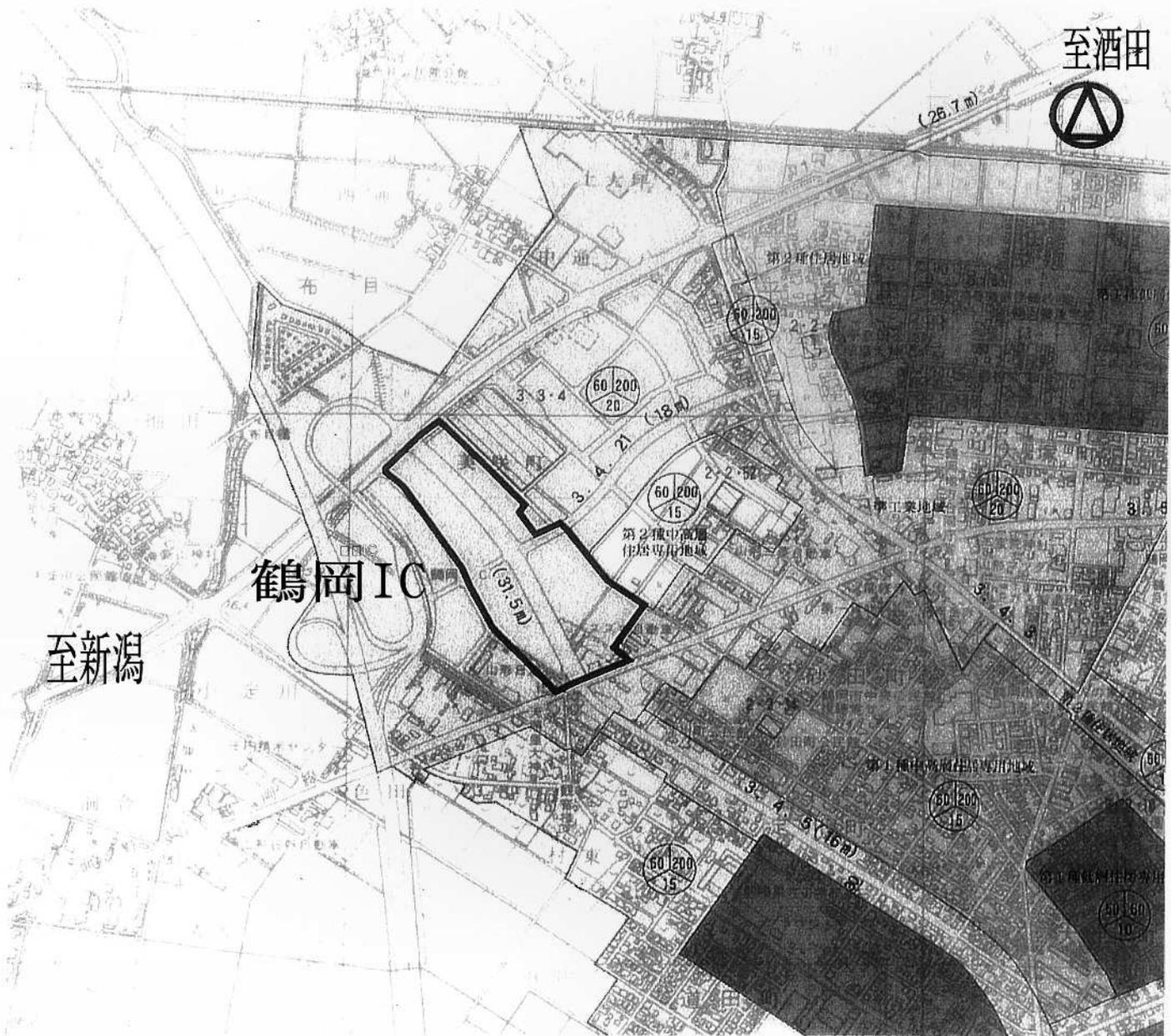
3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物景観風致維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観形成基準」という。）

種 類	基 準	
	広告物景観風致維持基準	広告物景観形成基準
共通事項	(1) 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示するものに限ること。 (2) 自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しないこと。 (3) 特殊装置広告は、掲出できないこと。 ※特殊装置広告：ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等	

種 類		基 準	
		広告物景観風致維持基準	広告物景観形成基準
建 植 広 告	広告板 広告塔	(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること（数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。 (2) 高さ 15 メートル以下であること。 (3) 道路境界から 1 メートル以内かつ高さ 2.5 メートル以内への表示はできないこと。 (4) 敷地又は土地が道路に接する 1 辺の長さが 100 メートル以下の場合には沿道に 1 個、100 メートルを超える場合は 50 メートルを超えるごとに 1 辺当たり 1 個追加して表示できること。	(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2) 白黒を除き 3 色以内（写真を除く。）とすること。 (3) 周辺環境と調和 ^(注) した色彩にすること。
	1 広告板 （2 に掲げるものを除く。）	(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること（数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。）。 (2) 表示面積の合計が 1 壁面につき 60 平方メートル以下であること。 (3) 表示面積の合計が当該壁面積の 3 分の 1 以下であること。 (4) 垣又は柵を利用する場合は、高さ 1.5 メートル以下かつ表示面積 3 平方メートル以下、1 辺に 1 個とすること。	(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2) 白黒を除き 3 色以内（写真を除く。）とすること。 (3) 壁面と調和した色彩にすること。
壁 面 利 用 広 告	2 広告板 （壁面から突出するもの。）	(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること。 (2) 建物の上端を超えないこと。	(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2) 白黒を除き 3 色以内（写真を除く。）とすること。 (3) 壁面と調和した色彩にすること。
屋 上 利 用 広 告	広告板 広告塔	(1) 一面の表示面積が当該建物の最大壁面の 3 分の 1 以下であること。 (2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 3 分の 1 以下であること。 (3) 地上から広告物上端までの高さが 25 メートル以下で、建物の高さの 2 分の 1 以下であること。 (4) 広告塔又は広告板のどちらか一方とすること。 (5) 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個とすること。 (6) 建物の端から突出しないこと。	(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2) 白黒を除き 3 色以内（写真を除く。）とすること。 (3) 壁面と調和した色彩にすること。
共 通 の も の	広告幕 広告旗	幅が 1.5 メートル以下であること。	(1) 破損し、退色した場合は、速やかに除却すること。 (2) 掲出期間は、2 箇月以内とすること。

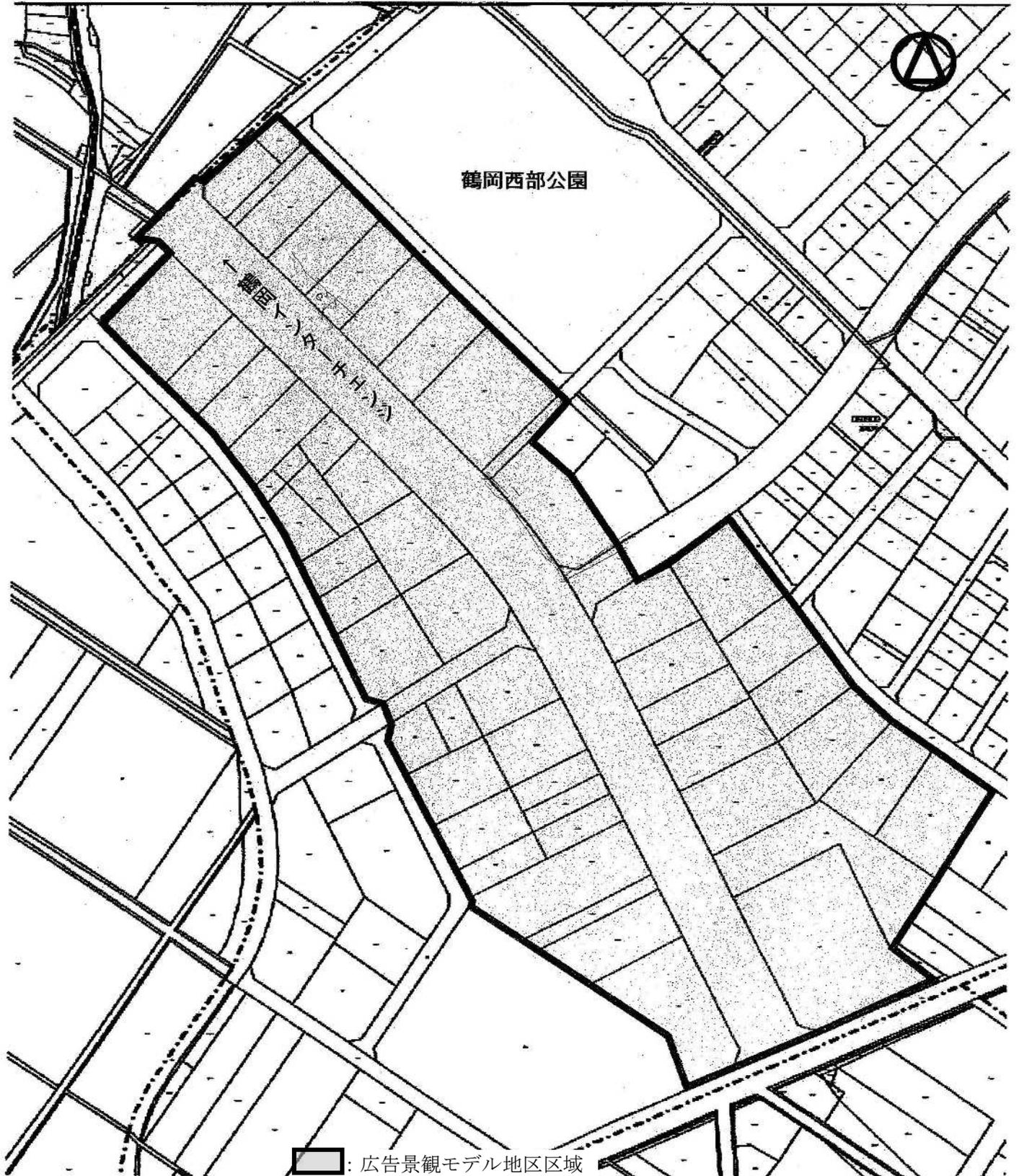
注) 鶴岡市景観計画（平成 20 年 5 月鶴岡市告示第 332 号）のうち、美咲町シンボルロード地区の建築物に係る景観形成基準に定める色彩を基本とする。

美咲町 シンボルロード地区 広告景観モデル地区



 : 広告景観モデル地区区域

美咲町 シンボルロード地区 広告景観モデル地区



山形県告示第677号

山形県屋外広告物条例（昭和 49 年 10 月県条例第 59 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物美観維持基準及び広告物景観誘導形成基準は、平成 27 年 8 月 17 日から適用する。

平成 27 年 8 月 11 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 黒獅子の郷広告景観モデル地区
- (2) 区域 長井市本町及び栄町の一部の区域

2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

長井市の中心部に位置する本町・栄町周辺地区は、舟運で栄えた宮地区と小出地区を結ぶ道路の沿線の商店街を中心に形成されており、歴史的建造物が点在する市の顔として重要な役目を担っている。

本町・栄町周辺地区は、市の景観重要地区に指定されており、関係者で構成されたまちづくり協議会による街並みづくりのルールを基本とした景観形成基準に基づき、良好な街並みを形成、保全していく区域である。

これに合わせて、屋外広告物の乱立を防止し、統一感のある街並みを形成、保全していくため、同地区を広告景観モデル地区に指定し、景観重要地区の取組みと連携して周辺環境と調和のとれた広告物の掲出を目指すものである。

そのため、長井市の中心市街地らしい街並みの形成、保全を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制及び誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

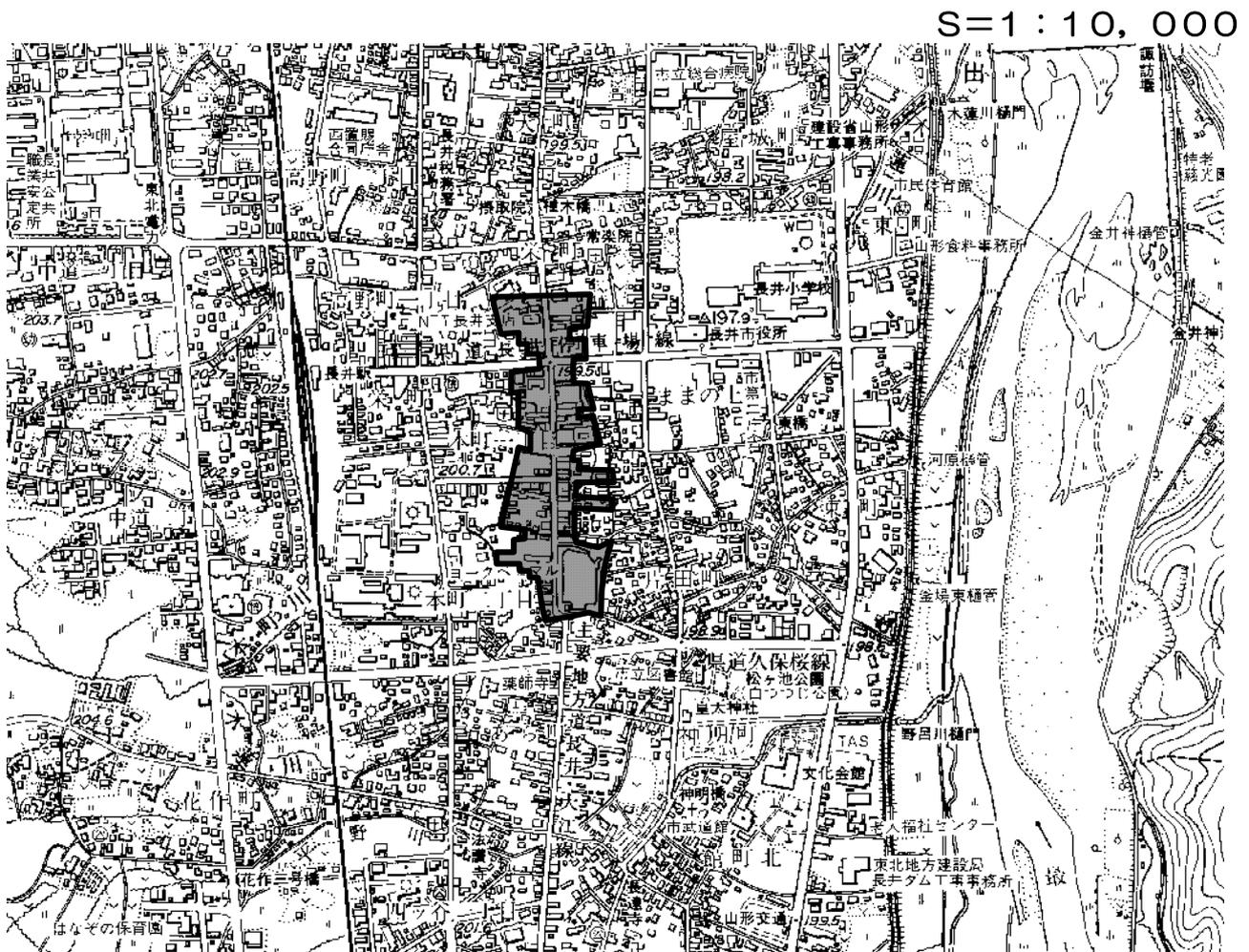
3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観誘導形成基準」という。）

種類		広告物美観維持基準	広告物景観誘導形成基準
建植 広告	広告板 広告塔 (これに類する 特殊装置広告を 含む。)	(1) 表示面積が一面 10 平方メートル以下であること（数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。） (2) 地面から上端までの高さが 8 メートル以下であること。 (3) 敷地のうち、都市計画道路 3・4・10 号桐町成田線との境界線から 50 センチメートル以内の部分（以下「後退部分」という。）に突出しないこと。	(1) 支柱及び表示面の基調色（最大面積色をいう。以下同じ。）は低彩度の色彩とすること。 (2) 地面から上端までの高さが建物の上端を超えないこと。
	1 広告板 (2 に掲げるものを 除く。)	(1) 表示面積が一面 10 平方メートル以下であること（数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。） (2) 表示面積の合計が 1 壁面につき 20 平方メートル以下であること。 (3) 表示面積の合計が当該壁面積の 3 分の 1 以下であること。	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。
壁面 利用 広告	2 広告板(壁 面から突出する もの。)	(1) 表示面積が一面 10 平方メートル以下であること。 (2) 後退部分に突出しないこと。 (3) 壁面からの出幅が 2 メートル以下で、道路上に 1 メートル以上突出しないこと	表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。

		<p>(都市計画道路以外の道では突出可。)</p> <p>(4) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。</p> <p>(5) 建物の上端を超えないこと。</p>	
屋上利用広告	<p>広告板</p> <p>広告塔</p>	<p>(1) 一面の表示面積が当該建物の壁面のうち面積が最大のものの面積の 5 分の 1 以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 5 分の 1 以下であること。</p> <p>(3) 映像が表示される特殊装置広告については、表示面積が一面 20 平方メートル以下であること（数枚で 1 個となっているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(4) 屋上から上端までの高さが 20 メートル以下で、建物の高さの 2 分の 1 以下であること。</p> <p>(5) 建物の端から突出しないこと。</p>	<p>表示面の基調色は低彩度の色彩とすること。</p>
電力柱等利用広告	<p>袖看板</p>	<p>(1) 大きさは、縦 1.3 メートル以下、横 0.45 メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。</p> <p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱等 1 本につき、1 個とすること。</p>	
	<p>巻付広告</p> <p>・</p> <p>塗装広告</p>	<p>(1) 長さは 1.5 メートル以下であること。</p> <p>(2) 地面から広告物の下端までの高さが 1.2 メートル以上であること。</p> <p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 電力柱 1 本につき、巻付広告又は塗装広告のいずれか 1 個とすること。</p>	
共通のもの	<p>はり紙</p> <p>はり札等</p>	<p>(1) 表示面積が 1 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一場所に同一内容のものを連続して表示しないこと。</p> <p>(3) はり紙については、全面のりづけしないこと。</p>	<p>破損、退色したものは、速やかに除却すること。</p>
	<p>立看板等</p>	<p>(1) 表示面積が一面 4 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは 3.6 メートル以下であること。</p> <p>(3) 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p> <p>(4) 倒れないように措置されるものであること。</p>	<p>まちの個性を演出するよう、形態や素材等の規格化を図ること。</p>
	<p>広告幕旗</p>	<p>(1) 幅が 1.5 メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告幕にあっては、次の各号に該当するものであること。</p>	<p>閉店時には収納すること。</p>

	<p>イ 地面から広告物の下端までの高さが、歩道上では 2.5 メートル以上、車道及び歩車道の区別のない道路上では 4.5 メートル以上であること。</p> <p>ロ 信号機から 30 メートル以上、道路標識、踏切及び主要な交差点から 10 メートル以上離れていること又は安全上視覚的に障害とならないこと。</p>	
<p>アドバルーン</p>	<p>(1) 気球の直径が 3 メートル以下であること。</p> <p>(2) 係留場所から気球先端までの垂直距離が 50 メートル以下であること。</p> <p>(3) 添加する広告物の幅が 1.5 メートル以下で、かつ、長さが 15 メートル以下であること。</p>	

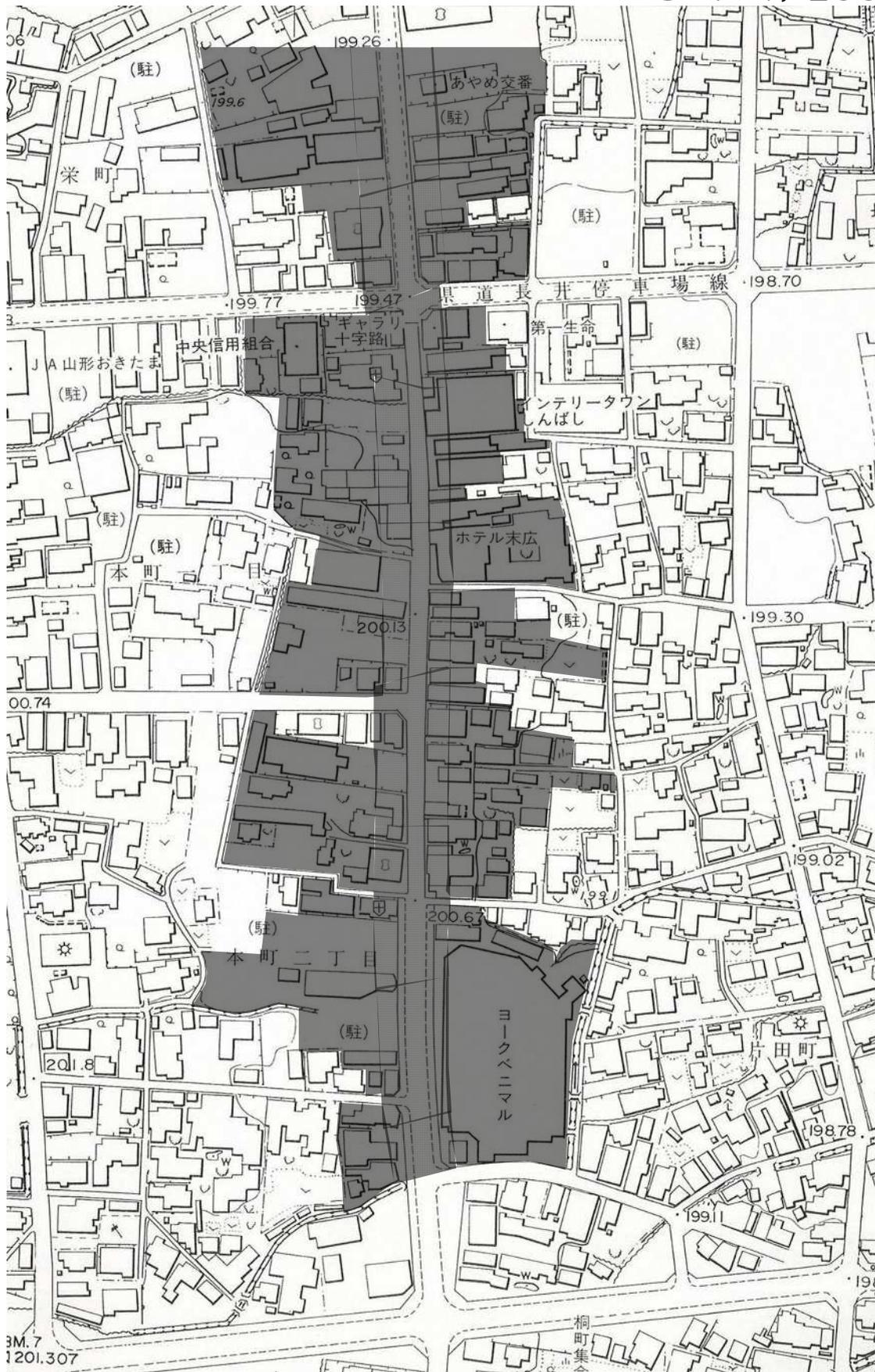
黒獅子の郷 広告景観モデル地区



 : 広告景観モデル地区エリア

黒獅子の郷 広告景観モデル地区

S=1:1,200



東西について：都市計画道路沿いに建物がある敷地一体

南北について：都市計画道路桐町成田線の街路事業施行範囲